

市川市の地域生活支援拠点等のしおり

(令和6年5月)



市川市

-目次-

1. 関係法令等と、このしおりで用いる略語	1
2. 地域生活支援拠点等とは	4
3. 市川市における地域生活支援拠点等の整備（面的な体制の整備）	11
4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続	12
5. 運営規程への記載の仕方	13
6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続	16
7. 地域生活支援拠点等に係る加算等（居宅介護に係るもの）	20
8. 地域生活支援拠点等に係る加算等（重度訪問介護に係るもの）	23
9. 地域生活支援拠点等に係る加算等（同行援護に係るもの）	25
10. 地域生活支援拠点等に係る加算等（行動援護に係るもの）	27
11. 地域生活支援拠点等に係る加算等（生活介護に係るもの）	29
12. 地域生活支援拠点等に係る加算等（短期入所に係るもの）	33
13. 地域生活支援拠点等に係る加算等（重度障害者等包括支援に係るもの）	36
14. 地域生活支援拠点等に係る加算等（施設入所支援に係るもの）	39
15. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（機能訓練）に係るもの）	42
16. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（生活訓練）に係るもの）	45
17. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労移行支援に係るもの）	48
18. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 A 型に係るもの）	51
19. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 B 型に係るもの）	54
20. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立生活援助に係るもの）	57
21. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域移行支援に係るもの）	59
22. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域定着支援に係るもの）	62
23. 地域生活支援拠点等に係る加算等（機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（計画相談支援、障害児相談支援）	64
24. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談支援、障害児相談支援）	65
25. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域体制強化共同支援加算（計画相談支援、障害児相談支援）	69
26. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域生活支援拠点等機能強化加算（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）	74
27. 様式	86

※ 本しおり中、赤色部分は、令和 5 年 12 月版から変更した箇所です。

※ 本しおりは、令和 6 年 5 月時点のものであり、今後の厚生労働省通知等の内容次第では、内容を一部変更する可能性があります。

1. 関係法令等と、このしおりで用いる略語

法律	略語	該当条文、URL
障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）	法	第 77 条第 3 項、第 4 項。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC0000000123_20240401_504AC0000000104

省令	略語	該当条文、URL
障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）	則	第 65 条の 14 の 2。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60000100019

告示	略語	該当条文、URL
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）	基本指針	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114930.pdf
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）	サービス報酬告示	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8477&dataTy pe=0&pageNo=1 新旧対照表は https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf (2～195 ページ)
厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 551 号）	施設基準告示	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8504&dataTy pe=0&pageNo=1 新旧対照表は https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf (353～380 ページ)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号）	地域相談報酬告示	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2682&dataTy pe=0&pageNo=1 新旧対照表は https://www.mhlw.go.jp/content/001239566.pdf (19～22 ページ)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基	地域相談別告示	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010890&dataTy pe=0&pageNo=1 新旧対照表は https://www.mhlw.go.jp/content/001239566.pdf

準（平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 114 号）		go.jp/content/001239566.pdf (33~39 ページ)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）	計画相談報酬告示	https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2683&dataType=0&pageNo=1 新旧対照表は https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf (394~411 ページ)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号）	計画相談別告示	https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf (424~436 ページ)

通知	略語	該当条文、URL
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	留意事項通知	https://www.mhlw.go.jp/content/001260436.pdf
地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について（平成 27 年 4 月 30 日障発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点留意事項通知	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001243774.pdf
地域生活支援拠点等の整備促進について（平成 29 年 7 月 7 日障発 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点整備促進通知	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001243778.pdf
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	拠点ネットワーク通知	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001243744.pdf
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和 6 年 3 月 29 日障発第 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点機能強化通知	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001250248.pdf

事務連絡	略語	該当条文、URL
地域生活支援拠点等の整備促進に係るフォローアップについて(平成31年3月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)	-	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001243762.pdf

2. 地域生活支援拠点等とは

2-1. 地域生活支援拠点等とは

○令和 4 年 12 月 16 日に障害者総合支援法が改正され、地域生活支援拠点等が法律に規定されました（それまでは法律には規定がなく、**基本指針**や通知において地域生活支援拠点等のことが示されているだけでした）（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

○地域生活支援拠点等とは、

・ **法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために必要な機能を有する拠点**

又は

・ **複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制**

をいいます（法第 77 条第 4 項）。

○この前者を「**地域生活支援拠点**」、後者を「**面的な体制**」といい、前者を整備する手法を「**多機能拠点整備型**」、後者を整備する手法を「**面的整備型**」といいます。

（**拠点整備促進通知 1、2**より。）

	類型	内容	整備手法
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点	法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために必要な機能を有する 拠点	多機能拠点整備型
	面的な体制	複数の関係機関が相互の有機的な連携の下で法第 77 条第 3 項各号の事業を実施する 体制	面的整備型

○市町村は、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等を整備するものとする、と規定されています（法第 77 条第 4 項）。

<考察>

拠点留意事項通知（平成 27 年）や拠点整備促進通知（平成 29 年）など、従来の通知等では、「地域生活支援拠点又は面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）」という表現がされていましたが、拠点機能強化通知（令和 6 年）では、「（地域生活支援拠点等が担う機能について、）地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うことになる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）」という表現に変わっています（多機能拠点整備より面的な体制の整備が基本であるかのような書きぶり）。

これは、地域生活支援拠点等に係る各報酬（加算）の算定は、面的な体制なしには考えられないためであり、仮に多機能拠点を整備するとしても併せて面的な体制の整備も必須であるため、と整理された結果ではないかと考えられます。

2-2. 地域生活支援拠点等を整備した上で行う事業の「対象者」と「目的」

○地域生活支援拠点等が法定化される前（令和 4 年 12 月より前）の告示や通知を見ると、地域生活支援拠点等の整備は、「障害者及び障害児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるために行う」、という旨が書かれています（拠点留意事項通知、拠点整備促進通知より）。

○その後成立した障害者総合支援法では、対象者と目的は、次のように整理されています。

<p>○法第 77 条第 3 項</p> <p>市町村は、第 1 項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。</p>

対象者

目的

○この法定化を受けて発出された令和 6 年通知（拠点機能強化通知）では、やはり、平成 27 年通知（拠点留意事項通知）や平成 29 年通知（拠点整備促進通知）と同様の内容が書かれています。

<p>○拠点機能強化通知</p> <p>3 地域生活支援拠点等が担うべき機能</p> <p>地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。（以下略）</p>

2-3. 地域生活支援拠点等において行う事業（市町村地域生活支援事業）

○障害者総合支援法第 77 条には、市町村の地域生活支援事業が規定されています（都道府県の地域生活支援事業は第 78 条に規定）。

○令和 4 年 12 月 16 日に障害者総合支援法が改正されるまでは、市町村の地域生活支援事業は、いわゆる必須事業（「行うものとする」とされている事業）と任意事業（「行うことができる」とされている事業）の 2 種類のみでしたが、法律の改正により、新たに努力義務事業（「行うよう努めるものとする」とされる事業）が規定されました。この努力義務事業として新たに規定された部分が、市町村が地域生活支援拠点等を整備した上で行うものとされている事業になります。

2-3-1. 必須事業（「行うものとする」とされている事業）

○法第 77 条第 1 項

市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の主務省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

2-3-2. 努力義務事業（「行うよう努めるものとする」とされている事業）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

○法第 77 条第 3 項

市町村は、第 1 項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を

行う者からの**相談に応じるとともに**、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第1項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との**連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業**

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに**、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業**

三 前2号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する**人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業**

○法第77条第4項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、**地域生活支援拠点等**（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

○障害者総合支援法施行規則第65条の14の2

法第77条第3項第1号に規定する主務省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態

二 地域生活障害者等（法第77条第3項に規定する地域生活障害者等をいう。以下この号において同じ。）の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

2-3-3. 任意事業（「行うことができる」とされている事業）

○法第77条第5項

市町村は、第1項各号及び第3項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

2-4. 法第77条第3項各号の事業を実施するために必要な機能（地域生活支援拠点等に必要とされる機能）

○拠点機能強化通知の3に、「地域生活支援拠点等が担うべき機能」として、次の4つの機能が記載されています。

○法第 77 条第 4 項には、法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために地域生活支援拠点等を整備するものとする規定されていますが、法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために地域生活支援拠点等に必要とされる「機能」が、次の 4 つの機能となります。

※ 従来は、地域生活支援拠点等の機能については、拠点整備促進通知（平成 29 年）の 2 の (1)に「5 つ」の機能が書かれていましたが、拠点機能強化通知（令和 6 年）では 4 つになっています。

	内容
① 相談機能	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態*等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受入れ・対応機能	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態*における受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場の提供機能	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）
④ 専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

*「緊急事態」＝障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（拠点機能強化通知の 3 より）。

<考察>

従来の通知では 5 つの機能が書かれていたところから拠点機能強化通知では 4 つに変わったことについては、従来書かれていた 5 つ目の機能である「地域の体制づくり機能」*について、「拠点コーディネーター」（次項参照）がその役割を担うのであり、あくまでも地域生活支援拠点等に必要とされる機能は（法第 77 条第 3 項各号に従って）4 つであって、拠点コーディネーターが「地域生活支援拠点等の機能を充実させるため」に動く（体制づくりを進める）、というように整理されたのだと思われます（例えば、実際に障害のある方を各機能につないだり、各機能同士を効果的に連携させたりする）。

ただ、拠点機能強化通知の発出に伴って拠点整備促進通知などの従来の通知が廃止されたわけではないため、地域生活支援拠点等に必要とされる機能は 4 つなのか 5 つなのか、今後、本しおりを修正させていただく可能性があります。

（*「地域の体制づくり機能」…基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できる

サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。拠点整備促進通知の2の(1)の⑤より。)

2-5. 「拠点コーディネーター」について

2-5-1. 国の「拠点コーディネーター」のイメージ

○地域生活支援拠点等が法定化される前（令和4年12月より前）は、基本指針や通知に「コーディネーター」という言葉がありましたが、令和4年12月の法改正後は、計画相談別告示や拠点機能強化通知に「拠点コーディネーター」という名前で登場していません。

○「拠点コーディネーター」とは、計画相談別告示の二のイの(3)では「市町村及び拠点関係機関*の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者」とされており、拠点機能強化通知の4の(1)では「拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う者」とされています。

（*「拠点関係機関」…指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、のぞみの園、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関のこと。計画相談別告示一のイの(1)の(八)、法第77条第3項第1号、第29条第2項より。）

○その具体的な業務例（イメージ）としては、

- ・ 拠点関係機関との日頃からの情報連携や、協議会への参画
 - ・ 各事業所と日頃から情報連携を行いながら緊急受入体制の構築を図る、地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充を図る
 - ・ 障害福祉サービス等を利用していない対象者の緊急時に備えた相談、緊急時の対応を行う
 - ・ 対象者に計画相談支援や障害児相談支援が行われている場合（相談支援専門員がついている場合）は、相談支援専門員とともに受入れ先を探す、対応方法を一緒に考える
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院と連携して、対象者の意向を確認し、動機付け支援（面接、外出同行支援、体験宿泊支援、ピアサポート活動の活用等）を行う
- 等とされています（機能強化通知の4の(1)）。

2-5-2. 市川市の地域生活支援拠点等コーディネーター

○市川市においては、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（＝地域生活障害者等）が地域において安心して自立した日常生活

活又は社会生活を営むことができるよう、令和2年11月から、業務委託により、身体・知的・精神の3障害別に地域生活支援拠点等コーディネーターを配置しています。

- 市川市地域生活支援拠点等コーディネーターは、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に備え、相談に応じるとともに、当該事態の際に、短期入所事業所探しのお手伝いなどを行っています。

3. 市川市における地域生活支援拠点等の整備（面的な体制の整備）

○市川市では、地域生活支援拠点等の整備に関しては、市川市自立支援協議会における議論を経て、**面的整備型**の手法を採ることになりました。

その結果、**前述のとおり**、令和 2 年 11 月より、「**地域生活支援拠点等コーディネーター**」を身体・知的・精神の障害別に配置し、また、同年度より「**市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金**」を創設しています。

○**面的な体制の整備には、地域の事業所等の協力や地域生活支援拠点等の趣旨の理解、事業所等同士の有機的な連携が欠かせません。**

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、次項を参照して、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出てください。

4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出てください。

（届出は事業所単位で行ってください。）

4-1. 必要書類

- ① 市川市地域生活支援拠点等届出書（→「27. 様式」参照）
- ② 担う機能を規定した運営規程案

※ 既に届け出た内容に変更がある場合は「市川市地域生活支援拠点等変更届出書」を、既に届け出た事業所が地域生活支援拠点等の機能を担わなくなる場合は「市川市地域生活支援拠点等廃止届出書」を提出してください（様式は「27. 様式」参照）。

4-2. 届出先

市川市障がい者支援課管理グループ

4-3. 届出後

届出を受けた市は、当該事業所を市川市の地域生活支援拠点等として位置付けたときは、申請者に対しその旨を通知するとともに、市川市地域生活支援拠点等一覧表に当該事業所の情報（※）を登録し、市公式 Web サイトに掲載します。また、申請者は、通知を受けたときは、運営規程を定めてください（運営規程案から運営規程に変更してください）。

（※…市川市地域生活支援拠点等届出書に記載していただいた事業所名、サービス種類、所在地、電話番号、FAX 番号、位置付けた日、事業所番号、事業者名及び地域生活支援拠点等として担う機能。）

4-4. 運営規程の記載例

運営規程の記載例は、次項をご覧ください。

5. 運営規程への記載の仕方

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出ていただくこととなりますが、運営規程への記載の仕方については、下記を参考にしてください（複数の機能を担う場合は、複数規定してください）。

※ なお、市川市では、**前述のとおり、地域生活支援拠点等コーディネーター**を配置しています。

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）は、この地域生活支援拠点等コーディネーターが行う支援に可能な限り協力してください。

5-1. 相談機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

（地域生活支援拠点等としての機能）

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等**として、次の機能を担う。

(1) 相談機能

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

※ 「常時の連絡体制の確保」については、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定要件の一つである「24 時間の連絡体制の確保」と同様に考えます。

○留意事項通知第四の1の(2)の③の(二)のイ **24 時間の連絡体制**

「24 時間連絡可能な体制とは、**営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者**と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。**営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。**」

5-2. 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入れ・対応機能

常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

5-3. 緊急時の対応機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 緊急時の対応機能

介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に対応を行う機能

5-4. 体験の機会・場を提供する機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場の提供機能

① 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

② 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用して体験の機会を提供する機能

(※ 担う機能に応じ、一方又は両方を記載。)

5-5. 専門的人材の確保・養成の機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 専門的人材の確保・養成機能

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続

障害福祉サービス等報酬の中には、事業所の運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めるとともに、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を従業者として事業所に1以上配置し*、指定を受けた行政庁（都道府県知事又は市町村長）に届け出た上で、必要な支援を行うことで算定ができる加算等があります。

指定を受けた行政庁に届け出るまでの手続は、次のとおりです。

なお、地域生活支援拠点等の機能を担うこととなった際は、具体的に、地域生活支援拠点等コーディネーターや拠点関係機関と連携し、地域の障害者の安心した生活のために努めていただくことが必要となりますので、その前提で手続を行ってください。単に「運営規程に規定すれば加算が算定できる」といった認識を持つことのないようご注意ください。

*…「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」の配置は、次の加算等を除く加算の算定の上で要件となっています。

- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児利用支援費
- ・地域生活支援拠点等相談強化加算
- ・地域体制強化共同支援加算
- ・地域生活支援拠点等機能強化加算

6-1. 運営規程に機能を記載する

○「5. 運営規程への記載の仕方」を参考にして、運営規程に必要な記載をしてください。

※ 運営規程に記載する地域生活支援拠点等の機能は、基本的にそれぞれの加算等の算定要件に見合った機能としてください。詳しくは、「7.」以降をご覧ください。

<例>

○生活介護に係る「障害福祉サービスの体験利用支援加算」の更に50単位の加算の算定のための手続の場合

→基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨を記載する。

○計画相談支援に係る「地域生活支援拠点等相談強化加算」の算定のための手続の場合

→基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」と「緊急時の対応機能」を担う旨を記載する。

6-2. 事業所の従業者の中から「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」を決める

○事業所の従業者の中から「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」を決めてください（上記「*」に記載する加算等を除く）。

※ 「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」は、事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市長村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りる（拠点機能強化通知5の(2)）。

<考察>

「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」の配置は、上記「*」に記載する加算等を除く加算の算定の上で要件となっていますが、一方、「拠点コーディネーター」とは「市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者」とされています。

この両者の内容はよく似ていますが、「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」とは、「拠点コーディネーターではないものの、各事業所において連携及び調整の“窓口”となるような従業者」、というイメージで捉えてよいのではないかと思います。

	定義
事業所に配置する者	市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者
拠点コーディネーター	市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者

6-3. 市川市に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出る

○「4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続」を参考に、市川市に届出をしてください。

○市川市の地域生活支援拠点等の整備に関することについては、本しおりにまとめておりますので、届出に先立ち、本しおりの内容をよくご確認ください。

6-4. 市川市から「市川市地域生活支援拠点等登録通知書」が交付される

6-5. 事業者としての指定を受けた行政庁に届け出る

○届出の際は、市川市地域生活支援拠点等登録通知書を添付してください。

○「指定を受けた行政庁」は、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業については千葉県知事、特定相談支援事業、障害児相談支援事業については市川市長となります。

○なお、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の場合は、「6-3.」の手續と「6-5.」の手續を行う先が同じ（どちらも市川市長）ですので、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の場合は、「6-5.」の手續は行う必要はありません。

※ 提出期限

届出が毎月 15 日以前になされた場合は、翌月サービス提供分から算定を開始できます。
届出が毎月 16 日以降になされた場合は、翌々月サービス提供分から算定を開始できます。

（留意事項通知第一の 1(4)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の 1(4)）。

6-6. 参考

上記の手續は、次の通知等を参考にして定めています。

○拠点機能強化通知

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数を目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

(2) 市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行う。

(3) 市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和6年3月29日)

(地域生活拠点等・市町村による位置付け、加算の届出)

問3 市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、当該事業所から市町村に対する届出等の提出及び市町村から事業者に対する通知等により確認することとなったが、令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなるのか。また、これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、当該手続きを行う必要があるか。

(答)

令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなる。また、令和6年4月1日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

7. 地域生活支援拠点等に係る加算等（居宅介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち居宅介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

7-1. サービス報酬告示

別表

第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

(中略)

注 14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（**指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。**）が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

7-2. 施設基準告示

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定居宅介護事業所等であること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第31条（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する**運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定居宅介護事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規

定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。

7-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

⑯ 緊急時対応加算の取扱いについて

(五) 市町村により地域生活支援拠点等（法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていること並びに市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携及び調整に従事する者（以下「連携担当者」という。）を1名以上配置していることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や3の(7)の⑤の(一)に規定する拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(※ 「3の(7)の⑤③の(一)」 →76 ページ参照。)

※ ⑤の誤りだと思われます

7-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和3年

3月31日事務連絡）

問 2 →令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

(地域生活支援拠点等・加算の対象者)

問 3 短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、A市町村により地域生活支援拠点等として位置づ

けられている事業所を、B 市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。

(答)

算定することが可能である。

7-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

8. 地域生活支援拠点等に係る加算等（重度訪問介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち重度訪問介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

8-1. サービス報酬告示

別表

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

(中略)

注 11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算する。

12 注 11 の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

8-2. 施設基準告示

二 介護給付費等単位数表第 2 の 1 の注 12 の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度訪問介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第 43 条第 1 項、第 43 条の 4 及び第 48 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 31 条に規定する**運営規程において**、当該指定重度訪問介護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定重度訪問介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していること。**

8-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(2) 重度訪問介護サービス費

⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第2の注11の緊急時対応加算については、2の(1)の⑩の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑩の規定」→21ページ参照。)

8-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日事務連絡)

問3 →21ページ参照。

8-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

9. 地域生活支援拠点等に係る加算等（同行援護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち同行援護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

9-1. サービス報酬告示

別表

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

(中略)

注9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

9-2. 施設基準告示

三 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定同行援護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第31条に規定する**運営規程において**、当該指定同行援護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定同行援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。**

9-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(3) 同行援護サービス費

⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑬の規定」→21ページ参照。)

9-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

問3 →21ページ参照。

9-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

10. 地域生活支援拠点等に係る加算等（行動援護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち行動援護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

10-1. サービス報酬告示

別表

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

(中略)

注8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 注8の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

10-2. 施設基準告示

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度訪問介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第31条に規定する**運営規程において**、当該指定行動援護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定行動援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。**

10-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(4) 行動援護サービス費

⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑬の規定」→21ページ参照。)

10-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

問3 →21ページ参照。

10-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

11. 地域生活支援拠点等に係る加算等（生活介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち生活介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

11-1. サービス報酬告示

別表

第6 生活介護

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を**加算**する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に**50 単位**を加算する。

13の7 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

11-2. 施設基準告示

六 指定生活介護等の施設基準

リ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 指定障害者支援施設基準第 41 条に規定する**運営規程**において、当該指定障害者支援施設等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していること。**

ル 介護給付費等単位数表第 6 の 13 の 7 の緊急時受入加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第 89 条（指定障害福祉サービス基準第 93 条の 5 及び第 223 条において準用する場合を含む。）及び指定障害者支援施設基準第 41 条に規定する**運営規程**において、当該指定生活介護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していること。**

11-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(6) 生活介護サービス費

⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、**市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1 日につき所定単位数にさらに 50 単位を加算する。**

なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会

へ積極的に参画すること。

② 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 6 の 13 の 7 の緊急時受入加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

イ 拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

ウ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。

エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて 1 人以上の職員が配置されていること。

11-4. 拠点機能強化通知

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

(2) 緊急時受入加算等

報酬改定により新設された緊急時受入加算については、拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置することにより、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急事態の際に、日中の支援に引き続き夜間の支援の実施を評価するものである。

これに加え、報酬改定により、地域生活支援拠点等の既存の加算についても、拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置することが新たに要件として設けられたところである（計画相談支援及び障害児相談支援に係るものを除く。）。

また、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、6 に定める手続き*により行うこととする。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものである。

(* →「6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続」を参照。)

11-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

11-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

11-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

(緊急時受入加算)

問 2 通所系サービスにおいて、「夜間に支援を行った」とは具体的にどのような場合を指すのか。例えば、通所系サービス事業所の職員が、緊急時に利用者の自宅を訪問して支援を実施した場合は、算定対象となるのか。

(答)

「夜間に支援を行った」とは、当該事業所において、日中の支援に引き続き夜間に支援を実施した場合である。このため、通所系サービス事業所の職員が、緊急時に利用者の自宅を訪問して支援を実施した場合は、算定できない。

11-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

12. 地域生活支援拠点等に係る加算等（短期入所に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち短期入所に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

12-1. サービス報酬告示

別表

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

（中略）

注15の8 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、**所定単位数に100単位**を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者* に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に**200単位**を加算する。

（* →「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）五の八を参照。）

12-2. 施設基準告示

七 指定短期入所等の施設基準

二 介護給付費等単位数表第7の1の注15の8の加算を算定すべき指定短期入所事業所等（同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定短期入所事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第123条（指定障害福祉サービス基準第125条の4において準用する場合を含む。）に規定する**運営規程において**、当該指定短期入所事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との**連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。**

12-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(7) 短期入所サービス費

⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について

市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、一日につき定める単位数に、さらに 100 単位を加算するものとする。

指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が 10 点以上である者（障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第 270 号）の第 1 号の 7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに 200 単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

12-4. 拠点機能強化通知

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

(3) 短期入所における加算

報酬改定により、指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所が地域生活支援拠点等である場合の加算について、拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者又は行動関連項目合計点数が 10 点以上である者（障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第 270 号）の第 1 号の 7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合には 200 単位を加算することとなる。

12-5. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

問3 →21 ページ参照。

12-6. 運営規程への記載

この加算は、運営規程において当該事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めるとともに、**市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を従業者として事業所に1以上配置し**、都道府県知事に届け出た上で、当該事業所において利用者に対し指定短期入所等を行うことで算定できるものです。

運営規程には、主に「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしていただくことが想定されますが、これに限らず、当該事業所において担う機能を記載してください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

12-7. その他（緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算について）

緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算については、運営規程において当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていなくても算定が可能です。

13. 地域生活支援拠点等に係る加算等（重度障害者等包括支援に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち重度障害者等包括支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

13-1. サービス報酬告示

別表

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

(中略)

注3 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

7 口が算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に**100単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

13-2. 施設基準告示

八 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支援事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準 135 条に規定する**運営規程において**、当該指定重度障害者等包括支援事業所が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の**従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。**

13-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(8) 重度障害者等包括支援サービス費 ※ 注3の誤りだと思われる

④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて

(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑯の(五)の規定を準用する。 ※ 注7の誤りだと思われる

(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（自立生活援助に限る。）を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑪の(六)の規定を準用する。

(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（短期入所に限る。）を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。 ※ ⑨の誤りだと思われる

(※ 「2の(1)の⑯の(五)の規定」→21 ページ参照。)

(※ 「3の(7)の⑪の(六)の規定」→58 ページ参照。)

(※ 「2の(7)の⑨の規定」→34 ページ参照。)

13-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

問3 →21 ページ参照。

13-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

14. 地域生活支援拠点等に係る加算等（施設入所支援に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち施設入所支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

（※ 本項は、令和 5 年 12 月版の本しおりに掲載しているべき内容でしたが（施設入所支援の体験宿泊支援加算）、掲載が漏れておりました。本項では、令和 6 年度報酬改定により変更となった部分を赤色で、従前から変わらない部分は黒色で記載します。）

14-1. サービス報酬告示

別表

第 9 施設入所支援

8の2 地域移行促進加算

イ 地域移行促進加算(Ⅰ) 120 単位

ロ 地域移行促進加算(Ⅱ) 60 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第 23 条第 1 項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注 1 において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第 3 条第 2 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1 月につき 3 回を限度として所定単位数を算定する。

14-2. 施設基準告示

九 指定施設入所支援の施設基準

ホ 介護給付費等単位数表第 9 の 8 の 2 のイの地域移行促進加算(Ⅰ)及びロの地域移行促進加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

（※ 「第六号リの規定」→29 ページ参照。）

14-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(9) 施設入所支援サービス費

⑬ 地域移行促進加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算(Ⅰ)については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。

(ア) 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整

(イ) 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等

(ウ) 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助

イ 地域移行促進加算(Ⅰ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第1の5の地域移行促進加算(Ⅰ)を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中にある場合は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。

ウ 地域移行促進加算(Ⅰ)を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。

エ 市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等

の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(二) 報酬告示第9の8の2の口の地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。

指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したのものについても加算の対象とする。

(例)

- ・ 共同生活援助事業所や、生活介護等(障害者支援施設と併設しているものは除く)の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験
- ・ 地域の活動(自治会等の地域様々な主体が開催する催し等)への参加
- ・ 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
- ・ 買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験

14-4. 拠点機能強化通知

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

(4) 地域移行促進加算(Ⅱ)

報酬改定により新設された地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等に位置付けられた指定障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所の見学や事業所内での食事の体験、地域活動への参加等を行った場合に評価するものである。

14-5. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和3年3月31日事務連絡)

問3 →21ページ参照。

14-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

15. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（機能訓練）に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち自立訓練（機能訓練）に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

15-1. サービス報酬告示

別表

第 10 自立訓練（機能訓練）

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を**加算する**。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

8 の 4 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。

15-2. 施設基準告示

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準

□ 介護給付費等単位数表第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4

の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第 10 の 8 の 4 の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

(※ 「第六号リの規定」、「第六号ルの規定」→29、30 ページ参照。)

15-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(1) 機能訓練サービス費

⑫ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。

⑮ 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 10 の 8 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑬の規定」、「2 の(6)の⑭の規定」→30、31 ページ参照。)

15-4. 拠点機能強化通知

→31 ページ参照。

15-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

15-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

15-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

問 2 →32 ページ参照。

15-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

16. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（生活訓練）に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち自立訓練（生活訓練）に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

16-1. サービス報酬告示

別表

第 11 自立訓練（生活訓練）

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を**加算する**。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

12 の 4 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、1 のハの生活訓練サービス費(Ⅲ)又は二の生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。

16-2. 施設基準告示

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

ト 介護給付費等単位数表第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準 **第六号リの規定を準用する。**

リ 介護給付費等単位数表第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準 **第六号ルの規定を準用する。**

(※ 「第六号リの規定」、「第六号ルの規定」→29、30 ページ参照。)

16-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(2) 生活訓練サービス費

③⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。

③⑪ 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑪の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。

(※ 「2の(6)の⑩の規定」、「2の(6)の⑪の規定」→30、31 ページ参照。)

16-4. 拠点機能強化通知

→31 ページ参照。

16-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

16-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

16-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

問 2 →32 ページ参照。

16-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

17. 地域生活支援拠点等に係る加算等(就労移行支援に係るもの)

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労移行支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

17-1. サービス報酬告示

別表

第 12 就労移行支援

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を**加算する**。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

15 の 6 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。

17-2. 施設基準告示

十二 指定就労移行支援等の施設基準

二 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4

の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号リの規定を準用する。

**リ 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の 6 の緊急時受入加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準
第六号ルの規定を準用する。**

(※ 「第六号リの規定」、「第六号ルの規定」→29、30 ページ参照。)

17-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(3) 就労移行支援サービス費

⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。

⑳ 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 12 の 15 の 6 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉔の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑰の規定」、「2 の(6)の㉔の規定」→30、31 ページ参照。)

17-4. 拠点機能強化通知

→31 ページ参照。

17-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

17-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

17-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

問 2 →32 ページ参照。

17-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

18. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 A 型に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労継続支援 A 型に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

18-1. サービス報酬告示

別表

第 13 就労継続支援 A 型

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を**加算する**。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

14 の 4 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。

18-2. 施設基準告示

十三 指定就労継続支援 A 型等の施設基準

八 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4

の加算を算定すべき指定就労継続支援 A 型を行う指定障害者支援施設の施設基準
第六号リの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援 A 型事業所等の施設基準
第六号ルの規定を準用する。

(※ 「第六号リの規定」、「第六号ルの規定」→29、30 ページ参照。)

18-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(4) 就労継続支援 A 型サービス費

⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。

⑲ 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑱の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑰の規定」、「2 の(6)の⑱の規定」→30、31 ページ参照。)

18-4. 拠点機能強化通知

→31 ページ参照。

18-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

18-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

18-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

問 2 →32 ページ参照。

18-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

19. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 B 型に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労継続支援 B 型に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

19-1. サービス報酬告示

別表

第 14 就労継続支援 B 型

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 B 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

16 の 3 緊急時受入加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算する。

19-2. 施設基準告示

十四 指定就労継続支援 B 型等の施設基準

チ 介護給付費等単位数表第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4

の加算を算定すべき指定就労継続支援 B 型を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号リの規定を準用する。

又 介護給付費等単位数表第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援 B 型事業所等の施設基準
第六号ルの規定を準用する。

(※ 「第六号リの規定」、「第六号ルの規定」→29、30 ページ参照。)

19-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(5) 就労継続支援 B 型サービス費

⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。

⑱ 緊急時受入加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算については、2 の(6)の⑱の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑰の規定」、「2 の(6)の⑱の規定」→30、31 ページ参照。)

19-4. 拠点機能強化通知

→31 ページ参照。

19-5. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

19-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

19-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 6 年 3 月 29 日)

問 2 →32 ページ参照。

19-8. 運営規程への記載

障害福祉サービスの体験利用支援加算の更に 50 単位の加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

緊急時受入加算については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

20. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立生活援助に係るもの）

自立生活援助の緊急時支援加算のさらに 50 単位の加算の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

地域生活支援拠点等機能強化加算については、後述の 26 を参照してください。

20-1. サービス報酬告示

別表

第 14 の 3 自立生活援助

6 緊急時支援加算

イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711 単位

ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94 単位

注 1 イについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 イの緊急時支援加算(Ⅰ)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

20-2. 施設基準告示

十五 指定自立生活援助の施設基準

ロ 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の注 2 の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定自立生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業所の従業者のうち、市町村及び法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していること。

20-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(7) 自立生活援助サービス費

⑨ 緊急時支援加算の取扱いについて

(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

20-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

問3 →21 ページ参照。

20-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

21. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域移行支援に係るもの）

地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算のさらに 50 単位の加算の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

地域生活支援拠点等機能強化加算については、後述の 26 を参照してください。

21-1. 地域相談報酬告示

別表

第 1 地域移行支援

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) 500 単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) 250 単位

注 1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第 22 条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（1 の注 2 に定める場合を除く。注 2 において同じ。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 5 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

5 体験宿泊加算

イ 体験宿泊加算(Ⅰ) 300 単位

ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) 700 単位

注 1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第 23 条第 1 項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。）を提供した場合（1 の注 2 及び注 2 に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して 15 日を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（1 の注 2 に定める場

合を除く。)に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(Ⅰ)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。

21-2. 地域相談別告示

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。

イ 指定基準第27条に規定する**運営規程において**、当該指定地域移行支援事業所が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第77条第3項第1号に規定する関係機関をいう。以下同じ。）との**連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。**

五 算定告示別表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

第四号の規定を準用する。

21-3. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

1 指定地域移行支援

(7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて

- ③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること**並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していること**を都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該指定地域移行支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域移行支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域移行支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域移行支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域移行支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的

な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

(8) 体験宿泊加算の取扱いについて

- ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものであり、(1)の③の規定を準用する。

※ (7)の誤りだと思われます

21-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

21-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

21-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

22. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域定着支援に係るもの）

地域定着支援の地域定着支援サービス費のさらに 50 単位の加算の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

地域生活支援拠点等機能強化加算については、後述の 26 を参照してください。

22-1. 地域相談報酬告示

別表

第 2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 315 単位

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(Ⅰ) 734 単位

(2) 緊急時支援費(Ⅱ) 98 単位

注 2 ロの(1)については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（指定基準第 44 条第 2 項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定する。

2の2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

22-2. 地域相談別告示

七 算定告示別表第 2 の 1 の地域定着支援サービス費の注 2 の 2 の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

第 4 号の規定を準用する。

(※ 「第 4 号の規定」→60 ページの「地域相談別告示」の「四 算定告示別表第 1 の 4 の障害福祉サービスの体験利用加算の注 3 の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準」参照。)

22-3. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

2 指定地域定着支援

(2) 緊急時支援費の取扱いについて

⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。

なお、市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域定着支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

22-4. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

問 3 →21 ページ参照。

22-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

23. 地域生活支援拠点等に係る加算等（機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（計画相談支援、障害児相談支援））

計画相談支援給付費の機能強化型（継続）サービス利用支援費、障害児相談支援給付費の機能強化型（継続）障害児支援利用援助費の算定要件の一つには、

「運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること

又は

法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」

があります。

（ただし、他の指定特定（障害児）相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定（障害児）相談支援事業所である場合の機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の算定の場合のみ該当。）

運営規程に定める場合は、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

24. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談支援、障害児相談支援））

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の「地域生活支援拠点等相談強化加算」の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

※ 以下では、計画相談支援に係る告示等を載せていますが、障害児相談支援においても規定は同様です。

24-1. 計画相談報酬告示

別表

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

24-2. 計画相談別告示

十一 算定告示別表の 16 の注の厚生労働大臣が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

24-3. 留意事項通知

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表に関する事項

19 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な**相談機能として**、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、**他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。**ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、**当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。**

なお、**指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。**

(3) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

24-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（平成 30 年 3 月 30 日事務連絡）

問 13 →令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 3 により削除。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)①)

問 14 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)②)

問 15 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能(地域体制強化共同支援加算)①)

問 16 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

24-5. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和6年3月29日)

(地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法)

問 74 地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。

(答)

当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回の

み算定するものである。

24-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

25. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域体制強化共同支援加算（計画相談支援、障害児相談支援））

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の「地域体制強化共同支援加算」の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

※ 以下では、計画相談支援に係る告示等を載せていますが、障害児相談支援においても規定は同様です。

25-1. 計画相談報酬告示

別表

17 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、**計画相談支援対象障害者等の同意を得て**、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか **3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会**（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。）に対し、**文書**により当該説明及び指導の内容等を**報告**した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、**当該計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。**

25-2. 計画相談別告示

十二 算定告示別表の 17 の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
- ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし（以下略）。

（※ 「拠点関係機関」 →9 ページ参照。）

25-3. 留意事項通知

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表に関する事項

20 地域体制強化共同支援加算

(1) 趣旨

当該加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(イ)のbの(b)の規定を準用する。

① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。

② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。

なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)を参照すること*。

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

(* →令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問75も参照。)

第四の1の(2)の③の(一)のイの(イ)のb 事業者要件

(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への

対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し*、個別事例の報告等を行っていることとする。

(* →令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 問 61 参照。)

25-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

問 15、16 →67 ページ参照。

(地域の体制づくり機能 (地域体制強化共同支援加算))

問 20 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者 (ボランティア、自治会等) を含む。

25-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.2 (令和 3 年 4 月 8 日事務連絡)

(加算共通②)

問 28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録 (相談支援台帳等) 等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算 (体制を評価するものを除く) の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に必要な事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算 (会議参加) を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見 (考察) 等を記録することが必要である。

加算名	記録に記載する事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。

25-6. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和6年3月29日）

（機能強化型基本報酬算定の要件）

問 61 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参加し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどのようなものか。

（答）

参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。（**地域体制強化共同支援加算においても同様。**）

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

（地域体制強化共同支援加算の算定方法）

問 75 地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。

また、同一の世帯に複数の利用者がある場合、加算の算定回数についてはどのようにするか。

（答）

当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がある場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1回のみ算定するものとする。

25-7. 市町村長への届出手続について

25-7-1. 「運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること」(計画相談別告示の十二のイの基準)に適合するものとして市町村長に届け出る場合

- 「6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続」を参照してください。
- 運営規程への記載については、基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」を担う旨の記載をしてください。(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

25-7-2. 「拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」(計画相談別告示の十二のロの基準)に適合するものとして市町村長に届け出る場合

- 「市川市地域体制強化共同支援加算に関する届出書」により届け出てください(この場合は、地域生活支援拠点等として位置付けられている必要はありません)。

25-8. 協議会への報告の様式

「市川市地域体制強化共同支援加算記録書兼報告書」を使用してください。

(→「27. 様式」参照。)

26. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域生活支援拠点等機能強化加算（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援））

令和6年度より創設された「地域生活支援拠点等機能強化加算」については、算定要件の一つとして「拠点コーディネーターが常勤で、かつ、拠点コーディネート業務に専従であること」がありますが（留意事項通知第二の3の(7)の③の(二)、拠点機能強化通知5の(1)の①、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3 問1）、市川市の場合、市川市地域生活支援拠点等コーディネーター（業務委託により設置）は、受託業務に専従することを要件としておりません（3 受託者は指定計画相談支援等の業務と兼務しながら障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に対して相互に協力して対応する体制をとっています）。このため、**市川市においては、この加算の算定を可とすることができる体制になっていません。**

また、仮に市川市においてこの加算の算定を可とすることができる体制となった場合、加算を算定する事業者は、加算収入を拠点コーディネーターの人件費等（旅費や通信費等を含む）に充当することになっており（拠点機能強化通知5(1)②）、この場合、市町村は、拠点コーディネーターの配置に要する経費に対して地域生活支援事業費国庫補助金・県補助金の交付を受けられなくなるとされています（拠点ネットワーク通知別紙「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」4のウ）。市川市においてこの加算の算定を可とする体制の整備を検討するにあたっては、市川市地域生活支援拠点等コーディネーターの安定した配置の継続という観点も、重要な要素となります。

市川市において上記の点がクリアされた場合、加算の算定を認めるかどうかは、厚生労働省告示の要件を満たしているかどうかにつき、特に次の点を考慮して市川市が決定する予定です（次の点を計画相談別告示二の口の(2)、(3)の「相互に連携」の判断基準とする予定）。

- (1) 事業者が、市、基幹相談支援センターえくる、市川市地域生活支援拠点等コーディネーターと連携して、支援困難ケースに対して積極的に対応できるかどうか（事業所に配置されている相談支援専門員の数十分か、事業者が良質な相談支援を提供できるかどうか）（拠点機能強化通知5の(1)の③）。
- (2) 市川市地域生活支援拠点等コーディネーター、拠点機能強化事業所、基幹相談支援センターえくる、拠点等として位置付けられた各事業所の「市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者」が参加する連携会議を、1月に1回以上の頻度で実施できるかどうか（市に依存せず自主的に実施し、かつ、その内容の記録を市川市に提出し、概要を説明すること）（留意事項通知第二の3の(7)の③の(三)のイ、拠点機能強化通知5の(1)の④）。

- (3) この加算収入を、自事業所の経費に充当せず市川市地域生活支援拠点等コーディネーターの経費に充当することができるか（この加算を算定する事業所間の加算算定回数分担や拠点コーディネーターに係る経費への充当には、市が関与する）（拠点機能強化通知 5 の(1)の②）。

以上を踏まえ、参考として、この加算の算定要件等を以下に記載します。指定計画相談支援を例として記載しますが、内容や趣旨は指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援においても同様です。

26-1. 計画相談報酬告示

別表

1 計画相談支援費

注 13 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、**地域生活支援拠点等機能強化加算**として、所定単位数に **500 単位**を加算する。ただし、**拠点コーディネーター**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）第 2 号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）**1 人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 206 条の 14 に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、**指定地域移行支援事業者**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び**指定地域定着支援事業者**（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1 月につき **100 回**を限度とする。

26-2. 計画相談別告示

- 二 算定告示別表の 1 の注 13 のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 運営規程において、市町村により**地域生活支援拠点等**として位置付けられていることを定めていること。
- (2) **指定障害児相談支援事業者**（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）、**指定自立生活援助事業者**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 206 条の 14 に規定する指定自立生活援助事業者をいう。）、**指定地域移行支援事業者**（指定地域相談支援基準第 2 条第 3 項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び**指定地域定着支援事業者**（指定地域相談支援基準第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。
- (3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「**拠点コーディネーター**」という。）が**常勤**で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。
- 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。
- (1) イの(1)の基準に適合すること。
- (2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。
- (3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

※ 「拠点関係機関」→9 ページ参照。

26-3. 留意事項通知

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表に関する事項

3 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について

計画相談支援報酬告示 1 の注 13 の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の 3 の(7)の③の規定を準用する。

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

3 訓練等給付費

(7) 自立生活援助サービス費

③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて

(一) 趣旨

当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第 77 条第 3 項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。

計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で 1 以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算する

(二) 拠点コーディネーターの要件及び業務

拠点コーディネーターについては、**専ら**当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。

(三) 算定に当たっての留意事項

ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター 1 人当たり、1 月につき 100 回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、**相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこと。**

イ 拠点機能強化事業所は、**1 月に 1 回以上**の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推

進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、**市町村と共有**すること。

ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。

26-4. 拠点ネットワーク通知

※ 「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」別紙1）において令和6年度より市町村地域生活支援事業の市町村任意事業の一つとして位置付けられた事業です（令和5年度まで市町村任意事業として位置付けられていた「地域移行のための安心生活支援」が令和6年度からこれに変わりました）。

（別紙）地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

1 目的

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急時に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする。

2 （略）

3 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」という。）を支援するため、以下の事業を実施する。

ア 体験利用等居室確保事業

（略）

イ 専門的人材の確保・育成等

（略）

ウ 拠点コーディネート事業

（ア）概要

ア及びイの事業を円滑に実施してネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）を配置して、緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院等への地域移行に向けた働きかけ、緊急時支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う。

（イ）拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

(ウ) 拠点コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 23 条第 2 項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。）及び精神科病院における退院後生活環境相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員をいう。）等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④ イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4 留意事項

ア、イ（略）

ウ 経過的取扱い

3のウに掲げる事業の実施に当たり、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等は、障害福祉サービス等報酬（地域生活支援拠点等機能強化加算）により評価されることとなるため、**当該加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、本事業の補助対象となるものである。**

エ その他

本事業は地域生活障害者等の緊急時支援及び地域移行支援のための体制整備を目的としていることから、当該事業の実施又はウで示した障害福祉サービス等報酬の算定を理由として、市町村が実施する障害者相談支援事業の委託費を減額することのないようにすること。

なお、本事業の運用に関する細目については、別に通知するものとする。

26-5. 拠点機能強化通知

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（以下単に「報酬改定」という。）において、地域生活支援拠点等の機能強化に係る加算等を新設するとともに、令和6年度予算において、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進するための経費を計上したところであり、その詳細は以下のとおりである。

市町村においては、これらの制度も活用しながら、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等の機能強化に努められたい。

(1) 地域生活支援拠点等機能強化加算

① 概要

報酬改定により新設された地域生活支援拠点等機能強化加算については、情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置を評価するものである。市町村ごとに拠点関係機関の連携体制は様々であることから、加算の算定要件は以下の全てを満たすものとしており、柔軟な事業運営を可能としている。

- ・事業所の要件として、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。
- ・これに加え、当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。
- ・さらに、当該事業所（以下「拠点機能強化事業所」という。）を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけていること。

拠点コーディネーターは、4の(1)に掲げる効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこと。ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる。

地域生活支援拠点等機能強化加算は、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定できるものであるが、この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化

サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、④に掲げる連携会議において、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。

② 加算の算定に係る市町村の関与

地域生活支援拠点等機能強化加算は、**拠点コーディネーターの人件費等**（拠点コーディネーターの活動に当たっての旅費や通信費等の経費を含む。）**に充当されることを想定**していることから、特に、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営する場合や、拠点機能強化事業所以外の拠点関係機関に拠点コーディネーターを配置する場合には、**当該経費に適切に充当されるよう、市町村が、事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等に積極的に関与すること**。具体的には、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制、費用負担の検討等を行い、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、4の(1)に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。

③ 拠点機能強化事業所の責務

上述のように、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人件費等に適切に充当する観点から、**拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すべきものであること**。

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、4の(1)の②に掲げる障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、**障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援**を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、**積極的に支援を提供することに努めるものとする**。

④ 連携会議の開催等について

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。

これに加え、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の情報連携の担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について**定期的に協議**すること。なお、新たな会議の設置に代えて、市町村で実

施している協議会等の場を活用する方法でも差し支えない。

また、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ること。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

地域における支援体制の強化を図る観点から、各市町村においては以下の項目を踏まえ、地域の実情に応じて、3で示した地域生活支援拠点等の機能強化を図るものとする。

(1) 拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」の3の(3)のウのとおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。

これに加え、令和5年度厚生労働科学研究費補助金「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」を実施しており、報告書を後日公表予定なので、併せて参考にされたい。

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

26-6. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和 3 年 3 月 31 日事務連絡）

問 3 →21 ページ参照。

26-7. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和 6 年 3 月 29 日）

（地域生活支援拠点等機能強化加算①）

問 4 地域生活支援拠点等機能強化加算が新設され、当該加算において「地域生活支援拠点等として位置付けられていること」が要件とされるが、地域生活支援拠点の位置付けは、各市町村において定めることでよいか。

（答）

地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められない。

（地域生活支援拠点等機能強化加算③）

問 5 拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。

（答）

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあつては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。

（地域生活支援拠点等機能強化加算④）

問 6 地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターを 0.5 人×2 の常勤換算方法で 1 名で配置している場合は算定可能か。

（答）

拠点コーディネーターを常勤で 1 名以上配置することを要件としていることから、**御指摘の場合には算定できない。**

(地域生活支援拠点等機能強化加算⑤)

問 7 複数の自治体が共同で地域生活支援拠点等を整備している場合でも算定可能か。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあつては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和 6 年 3 月 29 日障障発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

26-8. 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.3 (令和 6 年 5 月 10 日)

問 1 拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。

このため、**相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。**

問 2 拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職務はあるか。

(答)

拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。

問 3 当該加算の算定について、例えば A 市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者や A 市の住民に限定される等の要件はあるか。

(答)

対象者の要件はない。

問 4 計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で 2 回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に 2 回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

26-9. 運営規程への記載

市川市においてこの加算の算定を可とする体制となった場合、運営規程への記載は次のとおりとしてください。

- 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所の場合は、地域生活支援拠点等機能強化加算が機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定の際に算定できていることから、基本的に、「相談機能」を担う旨の記載をしてください。
- 自立生活援助事業所の場合は、地域生活支援拠点等機能強化加算が指定自立生活援助を行った場合に算定できていることから、基本的に、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。
- 地域移行支援事業所の場合は、地域生活支援拠点等機能強化加算が指定地域移行支援を行った場合に算定できていることから、基本的に、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。
- 地域定着支援事業所の場合は、地域生活支援拠点等機能強化加算が指定地域定着支援を行った場合に算定できていることから、基本的に、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

26-10. 届出様式

市川市においてこの加算の算定を可とする体制となった場合、届出様式については、「市川市地域生活支援拠点等届出書」と「市川市地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書」を併せて使用してください。

27. 様式

下記の様式については、別紙を参照してください。

- 市川市地域生活支援拠点等届出書
- 市川市地域生活支援拠点等変更届出書
- 市川市地域生活支援拠点等廃止届出書
- 市川市地域体制強化共同支援加算に関する届出書
- 市川市地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書

- 市川市地域生活支援拠点等登録通知書
- 市川市地域生活支援拠点等変更登録通知書
- 市川市地域生活支援拠点等廃止通知書

- 市川市地域体制強化共同支援加算記録書兼報告書

※ 地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について（平成 30 年 3 月 30 日障障発 0330 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考に市川市が作成した様式です。

市川市地域生活支援拠点等届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、次のとおり届け出ます。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	
地域生活支援拠点等として担う機能 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 相談機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応機能（裏面も記載） <input type="checkbox"/> 緊急時の対応機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の提供機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成機能
担う機能の具体的内容 (上記の機能を担うとして具体的にどんなことを行うか、記載)	
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名(※)	(該当者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。)

(※ →機能強化型(継続) サービス利用支援費、機能強化型(継続) 障害児利用支援費、地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算又は地域生活支援拠点等機能強化加算の算定のために本届出を行う場合には記入不要。)

なお、上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更又は廃止の旨を届け出ます。

<添付書類>

- ・ 運営規程案
- ・ 別紙（緊急時の受け入れ・対応機能を担う場合のみ）

<別紙>

緊急時に受入れ可能な障がいの種類

(※ 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合)

※「者」=18歳以上、「児」=18歳未満

		受入可	受入不可	備考(受入れ条件など)
身体障がい	視覚	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	聴覚又は平衡機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	音声、言語又はそしゃく機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	肢体不自由	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	内部	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
知的障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
精神障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
発達障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
医療的ケアを必要とする方		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	

その他受入れ可能な障がい	種類		備考	
	種類		備考	
	種類		備考	

○当事業所への緊急時受入れ要請に関する備考・留意事項(自由記述)

--

市川市地域生活支援拠点等変更届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出た内容について、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。

	変更前	変更後
事業所名		
サービス種類		
事業所番号		
事業所（施設）の所在地		
連絡先電話番号		
連絡先 FAX 番号		
連絡先メールアドレス		
地域生活支援拠点等として担う機能		
担う機能の具体的内容		
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名（※）		

（※ →機能強化型（継続）サービス利用支援費、機能強化型（継続）障害児利用支援費、地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算又は地域生活支援拠点等機能強化加算の算定のために本届出を行う場合には記入不要。）

なお、上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更又は廃止の旨を届け出ます。

※ 添付書類

- ・ 運営規程案
- ・ 別紙（緊急時の受入れ・対応機能を担う場合のみ）

<別紙>

緊急時に受入れ可能な障がいの種類

(※ 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合)

※ 「者」 = 18 歳以上、「児」 = 18 歳未満

		受入可	受入不可	備考 (受入れ条件など)
身 体 障 が い	視 覚	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	音声、言語又は そしゃく機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	肢 体 不 自 由	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	内 部	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
知 的 障 が い		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
精 神 障 が い		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
発 達 障 が い		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
医 療 的 ケ ア を 必 要 と す る 方		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	

その 他 受 入 れ 可 能 な 障 が い	種別		備考	
	種別		備考	
	種別		備考	

○当事業所への緊急時受入れ要請に関する備考・留意事項 (自由記述)

--

市川市地域生活支援拠点等廃止届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての廃止を届け出ます。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒

※ 添付書類

- ・ 運営規程案

市川市地域体制強化共同支援加算に関する届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

地域体制強化共同支援加算の算定に当たり、拠点関係機関との連携体制を確保しているとともに協議会に定期的に参画している事業所として、下記のとおり届け出ます。

※「運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めている」に該当する事業所として届出を行う場合は、別の様式（市川市地域生活支援拠点等届出書）を使用。

事業所名	
サービス種類	<input type="checkbox"/> 計画相談支援 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	

（※ 以下の全てに該当し、記載がある必要があります。）

- 「拠点関係機関との連携体制の確保」に関し、支援が必要な方への対応について拠点関係機関と協議する体制を確保している（具体的な確保の状況について下欄に記載）

--

- 「拠点関係機関との連携体制の確保」に関し、緊急時に連絡をとれる体制を確保している（具体的な確保の状況について下欄に記載）

--

- 「協議会への定期的な参画」に関し、市川市自立支援協議会に定期的に参画している（どの会議に定期的に参画しているかを下欄に記載）

--

市川市地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書

(※ 本様式は、市川市地域生活支援拠点等届出書と併せて市に提出すること。)

事業者名	
事業所名	

1. 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（拠点コーディネーター）の配置状況

常勤で専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事する者

(1) 法人・事業所名：

氏名：

(2) 法人・事業所名：

氏名：

地域生活支援拠点等に属する常勤の拠点等コーディネーターの人数 = 名 …(a)

→拠点コーディネーター数に応じた地域生活支援拠点等機能強化加算の月内算定上限
= (a) × 100 = 0 回 …(b)

2. 拠点機能強化サービスの構成

- (1) 拠点機能強化サービスの構成形態
- 同一の事業所において一体的に運営
 - 相互に連携して運営

(2) 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定件数上限の配分（目安）

法人・事業所名	該当する障害福祉サービス等	算定回数 (目安)
	計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ))	回
	自立生活援助	回
	地域移行支援	回
	地域定着支援	回
		回
合計（月内算定上限）(c)		0 回

※ (c) ≤ (b) であるかの確認 → OK

- ※ 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること（別紙可）。
- ※ 配分件数（目安）に変更が生じる場合は、当様式を再提出すること。

市川市地域生活支援拠点等登録通知書

年 月 日

様

市川市長

印

年 月 日にあった地域生活支援拠点等届出について、次のとおり市川市の地域生活支援拠点等として位置付け、市川市地域生活支援拠点等一覧表に登録しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
位置付けた日	
地域生活支援拠点等として担う機能	
担う機能の具体的内容	
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	

市川市地域生活支援拠点等変更登録通知書

年 月 日

様

市川市長

印

年 月 日にあった地域生活支援拠点等変更届出について、次のとおり市川市の地域生活支援拠点等として位置付け、市川市地域生活支援拠点等一覧表に登録しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
位置付けた日	
地域生活支援拠点等として担う機能	
担う機能の具体的内容	
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	

市川市地域生活支援拠点等廃止通知書

年 月 日

様

市川市長

印

次のとおり市川市の地域生活支援拠点等としての位置付けを廃止しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
位置付けを廃止した日	

市川市地域体制強化共同支援加算 記録書兼報告書

【事業所情報】

計画相談支援事業所名	
作成した相談支援専門員氏名	
連絡先	

【利用者情報】

利用者氏名 (よみがな)	()
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
利用サービス	
支援が困難な点	

共同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている

【共同支援に係る会議について】

開催年月日	年 月 日 ()
開催時間	
開催場所	
出席者 (所属・サービス名・職種・氏名)	
開催目的 (複数選択可能・その他の場合下段 に具体的に記載)	

【会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他 (特記事項)】

--

<以下、自立支援協議会に報告後に記載>

【報告状況】

報告した協議会名	
報告年月日	年 月 日
報告した相談支援専門員氏名	

【自立支援協議会での意見】

--

【課題に対して協議したこと及び今後の取組】

--

【報告後の所感】

--